

青森県報

号外第六十一号

平成二十三年
六月十七日
(金曜日)

- 2 制限期間 平成二十三年七月一日から同年十一月三十一日まで
- 一 操業の承認
- 一において、総トン数二十トン未満の動力漁船を使用してまぐろはえなわ漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに、委員会が別に定める平成二十三年度青森県西部海区まぐろはえなわ漁業操業承認事務取扱要領（以下「取扱要領」といつ。）により承認を受けなければならない。

目 次

海区漁業調整委員会

西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示

（事務局）

海区漁業調整委員会

青森県西部海区漁業調整委員会指示第八号

青森県西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のことおり指示する。

平成二十三年六月十七日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 前田廣臣

一 操業の制限

次に掲げる海域及び期間においては、総トン数二十トン未満の動力漁船を使用して行うまぐろはえなわ漁業の操業をしてはならない。

ただし、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」といつ。）の承認を受けた場合はこの限りでない。

1 制限海域 青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線以西の青森県西部海区管内の海域

1 承認海域

青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線以西の青森県西部海区管内の海域

2 承認期間

平成二十三年七月一日から同年十一月三十一日まで

3 承認の申請期間

委員会指示発動の日から操業着手十日前まで

4 承認対象者

(一) 平成二十年から平成二十二年までの間において、委員会による西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示の届出又は承認に基づき操業し、まぐろの漁獲実績を有する者

(二) 委員会が特に認めた者

5 承認証の交付

委員会は、承認したときは、まぐろはえなわ漁業操業承認証（様式第一号）を交付する。

6 承認の取消

委員会は、この指示に違反した承認者の承認を取消すことができる。

7 操業者の遵守事項

(一) 承認を受けた者は、漁業秩序の維持及び漁具被害の防止を図るため、他種漁業を営むものとの間で操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。なお、協定締結当事者は、各漁業を営むもので構成する団体の代表者とする。

(二) 承認を受けた者は、漁業秩序の維持及び漁具被害の防止を図るため必要と認めることには、当該漁業者間で操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(三) 承認を受けた者は、船団を編成しなければならない。

(四) 承認を受けた者は、当該漁業を操業しようとするときは、当該船舶に承認証

を備え付けておかなければならぬ。

(五) 承認を受けた者は、当該漁業の操業期間中標識（様式第四号に承認番号を記載したもの）を当該船舶の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。

(六) 漁獲物は、天災その他やむを得ない場合を除き、一の制限海域に面する陸揚港以外に陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。

ただし、委員会が必要と認めた場合はこの限りでない。

(七) 承認を受けた者は、当該漁業終了後三十日以内に漁獲成績報告書（様式第七号）を委員会に提出しなければならない。

(八) 承認を受けた者は、前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認めて指摘した時は、これに従わなければならない。

平成二十三年度青森県西部海区まぐろはえなわ漁業操業承認事務取扱要領

一 申請書の提出

承認の申請をする者は、まぐろはえなわ漁業操業承認申請書（様式第一号）により一部作成し、次に掲げる書類を添えて委員会事務局（青森県青森市長島一丁目一の青森県厅内）に提出しなければならない。

この場合において、県内に住所を有する者にあっては、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上提出し、また、県外に住所を有する者にあっては、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上、その所在地を所管する都道府県知事の副印を添えて提出しなければならない。

1 申請理由書

2 漁船原簿謄本（県内に住所を有する者は除く。）

3 傘船の場合は、船舶使用承諾書（印鑑証明書を添付したものに限る。）

4 共同経営の場合には、代表者選定届（様式第三号）及び共同経営に係る契約書の写し

5 その他委員会が必要と認めた書類

二 承認の申請期限

申請期限は、委員会指示発動の日から操業着手十日前までとする。

三 操業区域について

承認の申請をする者は、他種漁業を営むものとの間で操業協定を結ぶ各団体が定めるよう協定上の操業区域を様式第一号に記載する。

四 承認証の交付

委員会が承認したときは、様式第一号による承認証を、陸揚港で当該船舶並びに漁具を確認の上、承認申請者又は操業責任者に交付する。

また、県内者にあってはその者の申請を取りまとめた漁業協同組合に、県外者にあつてはその者の申請を取りまとめた都道府県知事にその旨を通知する。

五 標識の様式

船体に表示する標識は、様式第四号とする。

六 承認証の書換

承認証書換交付の申請書は、様式第五号によるほか、その手続きについては一から四までの規定を準用する。

七 承認証の再交付

承認証を亡失し、又はき損したときは、様式第六号により、速やかに承認証再交付申請書を提出しなければならない。その手続きについては一から四までの規定を準用する。

八 漁獲成績報告書の提出

操業を承認された者は、当該漁業終了後三十日以内に、まぐろはえなわ漁業漁獲成績報告書（様式第七号）を、委員会に提出しなければならない。

この場合において、県内に住所を有する者にあっては、その者が所属する漁業協同組合において一括して取りまとめ、県外に住所を有する者にあっては、その所在地を管轄する都道府県において取りまとめの上（水揚げ伝票を添付したものに限る。）、提出するものとする。

九 留意事項

青森県西部海区管内において、まぐろはえなわ漁業に使用する餌料用するめいかを漁獲する場合は、青森県知事又は青森県西部海区漁業調整委員会長から、当該年度において有効な自家用釣餌用いかつり漁業（するめいかを目的にする漁業に限る。）の許可又は承認を受けること。

様式第1号

平成23年度まぐろはえなわ漁業操業承認申請書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

申請団体名

私達は、平成23年度青森県西部海区まぐろはえなわ漁業操業承認事務取扱要領に基づき、下記のとおり申請します。

承認番号	船名	漁船登録番号	総トン数	電波機器等の有無及びその種類	操業区域 (協定上)	操業期間	所属港	陸揚港	所船団属名	前年度承認番号	申請者
											住所

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

様式第2号

まぐろはえなわ漁業操業承認証		
		住 所
		氏名又は名称
承認番号	青西海調認まぐろはえなわ第 号	
操業区域	青森県東津軽郡龍飛崎灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線以西の青森県西部海区管内海域	
操業期間	平成23年 月 日から平成23年12月31日まで	
陸揚港		
船舶	船名	
	漁船登録番号	
	総トン数	トン
	推進機関の種類及び馬力数	(馬力又はkW)
平成 年 月 日		
青森県西部海区漁業調整委員会長		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

平成23年6月17日 金曜日

様式第3号

代表者選定届

年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

住 所

住 所

住 所

印

印

下記のとおり 年 月 日付けで承認を申請したまぐろはえなわ漁業に係
る共同申請の代表者を選定したので、届け出ます。

記

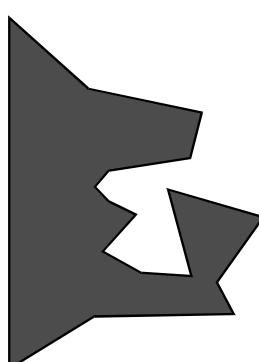
代表者 住 所
氏 名

様式第4号

←————— 25cm —————→

青まぐろ延縄

25cm

平成 年度
第 号

文字・数字	黒色
地 形 図	赤色塗りつぶし
余 白	白色

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

様式第5号

平成23年度まぐろはえなわ漁業操業承認証書換交付申請書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

住 所

住 所

(印)

まぐろはえなわ漁業の操業承認証の書換交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 承認番号 青西海調認まぐろはえなわ第 号

1 承認番号 青西海調認まぐろはえなわ第 号

2 承認年月日

2 承認年月日

3 書換えしようとする事項

現在の承認内容	書換えしようとする内容

4 書換えを必要とする理由

様式第6号

平成23年度まぐろはえなわ漁業操業承認証再交付申請書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

住 所

住 所

(印)

まぐろはえなわ漁業の操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 承認番号 青西海調認まぐろはえなわ第 号

1 承認番号 青西海調認まぐろはえなわ第 号

2 承認年月日

2 承認年月日

3 亡失(き損)の理由

- 注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

- 注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

平成23年度まぐろはえなわ漁獲成績報告書

青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

平成 年 月 日

住 所
氏 名

1 承認番号 青西海調認まぐろはえなわ第 号

2 船名及び登録番号 丸 AM -

3 漁獲状況

陸揚港	漁獲月	まぐろ	その他
		数量 (kg)	金額 (千円)
		数量 (kg)	金額 (千円)

平成23年6月17日 金曜日

報 告 書 第61号

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一號	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社	郵便窓口・水・金庫窓表示 定期小口一枚117.4円(税込) 定額小口一枚117.4円(税込)